

「標準的な運賃」理解促進新聞広告について（報告）

公益社団法人青森県トラック協会

当協会では、昨年4月に告示されました「標準的な運賃」につきまして、荷主企業、一般消費者等へ広く理解促進を図るため、令和3年2月27日（土）県内主要3紙に下記要領で広告を掲載いたしました。

今後とも、荷主との取引環境及びトラックドライバーの労働環境改善を目的として「標準的な運賃」普及に向け各種事業を展開してまいりますので、引き続きご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 掲載日 令和3年2月27日（土）
2. 掲載紙 東奥日報 朝刊
デーリー東北 朝刊
陸奥新報 朝刊
3. デザイン 別添のとおり
※ 全日本トラック協会が令和2年12月15日付の日本経済新聞に掲載した広告と同内容です。
4. 規 格 全7段・モノクロ

以上

エッセンシャルワーカー[※]として奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

※「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張り続けております。

しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。

こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。



- 標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。
- 「トラック 標準的な運賃」で、検索して下さい。



トラックドライバーの労働環境改善は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的に設置されている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会」も推進しています。



公益社団法人
青森県トラック協会
青森県青森市大字荒川字品川111-3
TEL 017-729-2000 HP <http://aotokyo.or.jp>